

令和3年9月清須市議会定例会会議録

令和3年9月24日、令和3年9月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 河口直彦
総	務	部 長 岩田喜一

危機管理部 長	丹羽久登
市民環境部 長	石田隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策監	加藤久喜
建設部 長	永渕貴徳
会計管理者	吉田敬
教育部 長	加藤秀樹
監査委員事務局 長	三輪晃司
企画部次長兼人事秘書課 長	石黒直人
企画部次長兼企画政策課 長	後藤邦夫
総務部次長兼財産管理課 長	飯田英晴
総務部次長兼収納課 長	三輪好邦
建設部次長兼土木課 長	松村和浩
建設部次長兼都市計画課 長	長谷川久高
建設部 参事	大橋秀一
建設部 参事	兼松俊彦
企業誘致課 長	沢田茂
総務課 長	楢本雄介
財政課 長	服部浩之
税務課 長	渡辺由利子
危機管理課 長	舟橋監司
市民課 長	伊藤嘉規
保険年金課 長	篠田敬幸
生活環境課 長	所邦治
産業課 長	梶浦庄治
西枇杷島市民サービスセンター所 長	北神聖久
清洲市民サービスセンター所 長	葛山悟
春日市民サービスセンター所 長	日比野鋭治
社会福祉課 長	鈴木許行

高 齢 福 祉 課 長	古 川 伊 都 子
子 育 て 支 援 課 長	藏 城 浩 司
健 康 推 進 課 長 兼 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 対 策 室 長	寺 社 下 葉 子
新 清 洲 駅 周 辺 ま ち づ くり 課 長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	辻 清 岳
ス ポ ー ツ 課 長	浅 野 英 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 管 理 事 務 所 長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議 事 調 査 課 長	高 山 敬
議 事 調 査 課 係 長	鈴 木 栄 治

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 認定第 1 号 令和2年度清須市一般会計決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 令和2年度清須市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 令和2年度清須市水道事業決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和2年度清須市下水道事業決算認定について
- 日程第 7 議案第37号 清須市個人情報保護条例及び清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第38号 清須市税条例の一部を改正する条例案

- 日程第 9 議案第 39 号 清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 40 号 令和 2 年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 11 議案第 41 号 令和 3 年度清須市一般会計補正予算（第 6 号）案
- 日程第 12 議案第 42 号 令和 3 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 13 議案第 43 号 令和 3 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 14 議案第 44 号 令和 3 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 15 発議第 1 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）
- 追加日程第 1 議案第 45 号 令和 3 年度清須市一般会計補正予算（第 7 号）案
- 追加日程第 2 発議第 2 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）
- 追加日程第 3 発議第 3 号 清須市議会会議規則の一部を改正する規則案
- 追加日程第 4 常任委員会の閉会中の継続審査申出書
- 追加日程第 5 議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書

（ 傍聴者 なし ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (八木 勝之君)

おはようございます。

令和3年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、21名でございます。

伊藤議員におかれましては、少し遅れるとの連絡をいただいております。

これより、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

当局から、議案第45号 令和3年度清須市一般会計補正予算(第7号)案が提出されております。

この議案については、市長より提案説明を受けた後、職員より詳細説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論の後、採決を行いたいと思います。

また、久野議員より、発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)、下堂菌議員より、発議第3号 清須市議会会議規則の一部を改正する規則案がそれぞれ提出されております。

この発議2案件につきましては、提出議員より提案理由及び内容の説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論の後、採決を行いたいと思います。

また、各常任委員会の委員長から常任委員会の閉会中の継続審査申出書、また議会運営委員会委員長から議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書がそれぞれ提出されております。

これらの案件を日程に追加いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (八木 勝之君)

異議なしと認め、日程に追加いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1から日程第15までの案件については、9月6日の本会議において各常任委員会に審査を付託し、十分御審議いただいたと思いますので、各常任委員会の委員長より、開催の順序に従い審査の内容と結果について報告を求めます。報告は発言席でお願いいたします。

最初に、8日及び9日に開催されました建設文教委員会の報告を富田委員長より求めます。

富田委員長。

＜ 建設文教委員会委員長（富田 雄二君）登壇 ＞

建設文教委員会委員長（富田 雄二君）

皆さん、おはようございます。

議席3番、建設文教常任委員長、富田雄二でございます。

令和3年9月定例会に上程されました議案のうち当建設文教常任委員会に付託されました案件につきましては、去る9月8日及び9月9日の両日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席のもと、慎重に審議を行いました。これより、その審議の主な内容と結果について御報告申し上げます。

それでは、認定第1号 令和2年度清須市一般会計決算認定の所管分について御報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、土木費県補助金について、委員より、「道路管理費補助金について、収入未済の理由は」との質問があり、当局は、「地籍調査の補助金であり、事業を繰り越したためです」との答弁でありました。

教育費県補助金について、委員より、「スクールサポートスタッフは何名で、その仕事内容は」との質問があり、当局は、「各学校1名の配置で、コロナ対策として、教室の換気や清掃及び消毒作業等を中心に従事しました」との答弁でありました。

雑入について、委員より「学校給食費における未納分の徴収についてどのような対策を取っているのか」との質問があり、当局は、「在校生の保護者には年2回納付勧告書を交付するとともに、児童手当からの支払いに関する同意書の提出をお願いしています。また、卒業生の保護者には、納付勧告書の交付、納付催告書の交付、面談・電話による納付勧奨、簡易裁判所への支払督促の申立てを段階的に行っています」との答弁でありました。

歳出では、道路橋梁費について、委員より、「道路ストック点検費が前年度と比べ多くなっている理由と進捗率は」との質問があり、当局は、「前年度は18キロの道路点検を実施したのに対し、令和2年度は24キロの点検を実施したためです。また、進捗率は約65.2%です」との答弁でありました。

委員より、「市が維持管理している橋梁は何橋ありますか。また、令和2年度は何橋を点検しましたか」との質問があり、当局は、「橋梁は61橋で、点検数については新川小橋を含む

1 4 橋の点検を行いました」との答弁でありました。

河川費について、委員より、「五条川ふるさとの川管理費の内容は」との質問があり、当局は、「清洲城や清洲公園周辺の緑地・樹木管理と清洲中学校の両側堤防の除草業務等です」との答弁でありました。

都市計画費について、委員より、「民間木造住宅耐震診断の補助を利用された方のうち、実際に改修や除却を行った件数が少ないが、診断された方のその後の追跡調査などは実施しているのか」との質問があり、当局は、「追跡調査はしておりません。診断をされた方に対し、今後、意向調査を実施します」との答弁でありました。

委員より、「空家対策について、木造密集地域などを重点的に対策する必要があると考えるが、何か方策はあるか」との質問があり、当局は、「密集市街地内の危険な空家等の対策について、現在、計画策定に向けた事前調査を実施中で、今後、計画策定につなげていきたいと考えております」との答弁でありました。

委員より、「土地区画整理費について、繰越明許費が支出の45%ぐらいあるが、経緯・内容は」との質問があり、当局は、「委託料の繰越しは地権者交渉等に不測の日数を要したこと、また補償費は地権者の事情によるものです」との答弁でありました。

委員より、「公共下水道費について、AED購入は新規か買換えなのか、また緊急時に使用できるよう施設の外に設置してあるのか」との質問があり、当局は、「AEDは買換えです。緊急時の使用については、他の施設の利用実態を含め検討します」との答弁でありました。

委員より、「公園の広場に雑草が繁茂して利用しづらいとの声を聞くが、どのような対応をしているか」との質問があり、当局は、「公園の除草清掃については、シルバー人材センターもしくは地元の自治会に委託して自治会との協議をいたします」との答弁でありました。

教育総務費について、委員より、「オンライン学習について、現在の状況と今後の方向性は」との質問があり、当局は、「2学期が始まってすぐに全ての学校においてタブレット端末を自宅に持ち帰り、各家庭でのインターネット環境の接続確認を行いました。また、自宅でオンライン学習ができるように、学習アプリやオンライン会議アプリの練習を学校で行い、今後できるだけ早く家庭でタブレット端末が使用できるよう準備を進めています」との答弁でありました。

委員より、「家庭学習応援金は、市立小中学校児童生徒全てに支給されたのか」との質問があり、当局は、「各学校の協力をいただき、申請を促す通知を3回送付しましたが、小学校で4名、中学校で2名の方が未受給となりました」との答弁でありました。

小学校費について、委員より、「児童1人あたりの事業費単価が学校間で最大2万円の開きがあるが、この差をどう考えているのか」との質問があり、当局は、「学校の規模により金額に開きはあるが、児童1人に対する事業には差がないと考えています」との答弁でありました。

中学校費について、委員より、「避難所としても使用される体育館について、バリアフリー化の取組は」との質問があり、当局は、「長寿命化工事などでスロープの設置をしていますが、バリアフリー化が進んでいない体育館も小・中合わせて4校あります。この4校についても、今後、計画的に整備検討していきます」との答弁でありました。

委員より、「中学校就学援助費について、小学校も含め、前年度に比べて支給対象人数が減っていることに対する見解と制度の周知は」との質問があり、当局は、「令和2年度は元年分所得で審査しているため、コロナ禍による影響は少なく、自然減によるものと考えています。また、制度の周知は、新小学1年は入学前に2回、4月には全児童生徒に向けて案内を配布しています。併せて、市ホームページや広報にも掲載しています。また、受給されている方には2月頃に次年度の更新案内し、状況に応じて学校からも申請を促しています」との答弁でありました。

幼稚園費について、委員より、「西枇杷島第1幼稚園の園児数が前年に比べて減少しているが、現状と今後の見解は」との質問があり、当局は、「園児数は減っていることは認識しており、幼保無償化が大きく影響していると考えています。保育に関しては、第1幼稚園だけでなく、現在の保育園、認定こども園、私立幼稚園等の状況や今後の園児数とも関連があり、全体で検討する必要があるため、今後、子育て支援課とも協議していきたいと考えています」との答弁でありました。

社会教育費について、委員より、「生涯学習推進計画・中期見直し版の策定について、その対象者と成果を受けての取組はどのようになっているか」との質問があり、当局は、「外国籍を含む全ての市民を対象とし、新型コロナウイルスとの共生時代、Society 5.0やSDGsの観点といったことを踏まえて策定しました」との答弁でありました。

委員より、「市立図書館に建物の構造上、15万冊以上の本を置けないことについての考えは」との質問があり、当局は、「当初の計画で市の人口に対して15万冊が適切であるという考えで図書館を開館しました」との答弁でありました。

委員より、「蔵書の入替えは現在も行われているので、旧図書室や学校の図書室を利用しながらネットワークを広げて、いい施策の検討を願いたい」との意見がありました。

保健体育費について、委員より、「コロナ禍でのスポーツ事業開催について、課題は」との質

問があり、当局は、「不特定多数が参加する事業は中止しますが、令和3年3月の清須ウオークは規模を縮小し、感染拡大防止対策をして実施しました。今後も状況を確認し、対策を検討しながら事業を開催したいと考えています」との答弁でありました。

委員より、「給食センター費について、先日、新型コロナウイルスの影響で、前日夜に翌日の学校休校が決まったが、給食の材料についてはどのような対応となったのか」との質問があり、当局は、「給食センター調理に使用する物資は他校へ振り分けました。また、学校直送となる牛乳は翌日以降の使用とし、主食については堆肥化に回しました」との答弁でありました。

委員より、「新型コロナウイルスへの感染を危惧して学校を自主的に欠席している児童生徒や、感染者・濃厚接触者となり欠席となる児童生徒の給食費はどのような取扱いかと」の質問があり、当局は、「転校等により給食を要しない児童生徒に対する減額の取扱いを特例的に準用しており、1か月あたりで給食を要しない日数に応じて減額を行っております」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第1号 令和2年度清須市一般会計決算認定の所管分については、全員一致により認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和2年度清須市水道事業決算認定について御報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「耐震化を進めるには多額の費用がかかると思うが、計画はどのようなのか」との質問があり、当局は、「現在の耐震化計画では、重要給水施設への配水管路2.3キロメートルの耐震化を10年の計画で整備していくことになっています」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第5号 令和2年度清須市水道事業決算認定については、全員一致により認定すべきものと決しました。

最後に、認定第6号 令和2年度清須市下水道事業決算認定について御報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「今の污水管整備の進捗率は」との質問があり、当局は、「下水道法事業計画区域内は62%です」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第6号 令和2年度清須市下水道事業決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

なお、議案第40号 令和2年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分について、議案第41号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第6号）案の所管分及び発議第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当建設文教常任委員会に付託されました案件について御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

ただいま委員長報告がありましたが、御質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（八木 勝之君）

質問もないようですので、富田委員長、御苦労さまでした。自席へお戻りください。

次に、10日に開催されました総務委員会の報告を下堂菌委員長より求めます。

下堂菌委員長。

< 総務委員会委員長（下堂菌 稔君）登壇 >

総務委員会委員長（下堂菌 稔君）

皆さん、改めておはようございます。

議席4番、総務常任委員長、下堂菌 稔でございます。

令和3年9月定例会に上程されました議案のうち当総務常任委員会に付託されました案件につきましては、去る9月10日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席のもと、慎重に審議を行いました。これより、その審議の主な内容と結果について御報告を申し上げます。

それでは、認定第1号 令和2年度清須市一般会計決算認定の所管分について御報告を申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、市税について、委員より、「コロナの影響による徴収猶予の特例制度を活用された方の件数は、また、今年度はどのような状況か」との質問があり、当局は、「44件1千700万円余りの申請があり、年度内の納付は18件でした。また、今年度は前年度並に推移すると見込んでいます」との答弁でありました。

委員より、「収納率はアップしているが、収入未済額を減らすための取組はどうしているのか」との質問があり、当局は、「納税折衝は相手の生活状況を踏まえ、生活改善などを求めながら滞

納額から判断した納税を促しています。また、収納課一丸となって積極的に休日等の臨戸徴収や差押えに取り組んでいます。しかしながら、昨年度はコロナ禍のため、休日等の臨戸徴収ができなかったため、納期を過ぎたものは早期に催告書を送付し、徴収の強化を図りました」との答弁でありました。

委員より、「法人市民税が減額となったが、コロナが原因か」との質問があり、当局は、「コロナの影響によるものではなく、税制改正で税率が下がったため、当初予算編成時に2億円を減額しています」との答弁でありました。

森林環境譲与税について、委員より、「前年度比較で譲与額が増額しているが、その要因は。また、譲与の基準は」との質問があり、当局は、「市町村の体制整備の進捗に伴い、前倒しで交付されたため、増額となりました。また、譲与の基準は市町村譲与額の10分の5が私有林人工林面積、10分の2が林業就業者数、10分の3が人口での按分となり、交付されます」との答弁でありました。

総務費国庫補助金について、委員より、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、どの事業に充当したのか」との質問があり、当局は、「学習者用端末整備事業、きよす生活応援券発行事業などです」との答弁でありました。

不動産売払収入について、委員より、「不動産売払収入の内容は」との質問があり、当局は、「旧一場保育園用地の他、土地7筆の売払収入です」との答弁でありました。

ふるさと寄附金について、委員より、「ふるさと寄附金は、予算額と比較して決算額が増えた要因は何か」との質問があり、当局は、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う巣籠もり需要と新規の返礼品に寄附が集中したためです」との答弁でありました。

雑入について、委員より、「消防費雑入の消防団員公務災害補償等金は、令和2年度の内容はどのようなものか」との質問があり、当局は、「消防団の方が消防車両の点検中に肩を負傷した件と消火活動の際に側溝に足を滑らせ骨折をした件、そして民間の方が消火活動の際に煙を吸い込み、気道熱傷を負った件の3件です」との答弁がありました。

歳出では、総務管理費について、委員より、「職員手当等は時間外勤務が微減とのことであるが、どのように考えているか」との質問があり、当局は、「毎年の業務量調査により適切な業務量の確保と人事配置を行って時間外勤務の縮減に努めております」との答弁でありました。

委員より、「公共交通対策費について、バスロケーションシステムの現状は」との質問があり、当局は、「なかなか好評で、多くの方に利用していただいております、バスの時刻や遅延などの電話

での問合せが減っています」との答弁でありました。

委員より、「企業誘致費について、民間主導による開発で企業誘致するにあたり、農地に関する産業課との連携などどのように協議しているか」との質問があり、当局は、「毎月、庁内連絡調整会議を開催し、各所管の問題点などについて報告並びに情報共有して調整を図っています」との答弁でありました。

委員より、「コミュニティ推進費の不用額が400万円ほどあるが、その理由は」との質問があり、当局は、「コミュニティ推進費の自治活動補助金について、主にコロナの影響による事業費補助金に執行残があったためです」との答弁でありました。

委員より、「コミュニティ施設費について、自治総合センター助成費の決算額が予算額と比較し少ないが、その理由は」との質問があり、当局は、「予算額は2ブロック分を計上しましたが、愛知県に申請した2件のうち1件の採択となったためです」との答弁でありました。

委員より、「交通安全対策費について、放置自動車は市民などから年間どの程度の通報があり、何台を撤去しているのか」との質問があり、当局は、「年間10台前後の放置車両を通報等により把握し、警察に盗難届の有無及び所有者の照会をしています。そのうち半数程度の車両は所有者等が判明し、移動等されています。残りの車両については、条例及び規則の規定に基づく処分をしています」との答弁でありました。

委員より、「防犯対策費について、見守りカメラ設置費補助金は4件分の予算に対して実績が3件となっているが、今年度の申請状況は」との質問があり、当局は、「今年度から申請の回数を2次申請までとしました。現在3ブロックの設置が完了しています。残りの1件分については2次申請で1件の申出がありましたので、4件分の設置ができる予定です」との答弁でありました。

徴税费について、委員より、「過誤納金還付金の不用額が多いようだが」との質問があり、当局は、「当初予算編成時に過去の推移などから7千200万円を見込みましたが、結果として、還付する件数や額が少なく済んだため、不用額として残ったものです」との答弁でありました。

消防費について、委員より、「危機管理課は発足してから約1年が経過するが、どのように総括しているか」との質問があり、当局は、「近年、毎年のように甚大な災害が発生する中で、行政主導の防災対策から住民主体の防災対策に転換していく流れとなっています。市民の皆様が自らの命は自ら守るという意識を持って避難行動を行い、行政はそれを実現するためしっかりサポートしていくことが今後進むべき方向性ではないかと考えています」との答弁でありました。

委員より、「災害対策事務費について、備蓄食料は現在どのくらい配備されているか」との質問があり、当局は、「避難者は人口の30%、熱源の使用不能状態が2日間続くという想定に基づき、1万4千250食、これに帰宅困難者分の2千400食を加えた1万6千650食を備蓄目標に設定しており、令和3年度末の備蓄数量は約7万食になります」との答弁でありました。

委員より、「マンホールトイレ整備費について、整備内容を聞かせてほしい」との質問があり、当局は、「新川中学校において東門の近くにマンホールトイレを5基設置しました。また、不要となった既設の浄化槽を雨水貯留槽の転用し、その水を手動ポンプで組み上げ、し尿を下水道管路へ流し込む仕組みとなっています」との答弁でありました。

委員より、「国土強靱化地域計画策定費について、清須市の国土強靱化地域計画が策定されたが、今後どのように活用するのか」との質問があり、当局は、「計画に定めた施策を目標値に向けて、国の交付金・補助金による支援を受けながら実施していく活用方法になります」との答弁でありました。

委員より、「防災行政無線管理費について、定期点検はどのくらいの割合で行っているか。また、防災行政無線が正しく稼働していないとの連絡を受けたときはどのような対応をしているか」との質問があり、当局は、「定期点検は年2回行っています。また、日々の試験放送で正しく稼働していない旨の連絡を受けたときには点検業者による現地確認を速やかに行い、修繕対応等を行っています」との答弁でありました。

以上が主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、認定第1号 令和2年度清須市一般会計決算認定の所管分については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、議案第37号 清須市個人情報保護条例及び清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「デジタル改革関連法が施行され、自治体ではどのようなことが推進されるのか」との質問があり、当局は、「9月1日にデジタル庁が設置されたことにより、あらゆる場面でデジタル化が推進され、市民生活の利便性が向上するものと考えています」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第37号 清須市個人情報保護条例及び清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特

定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案については、賛成者多数により、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第38号 清須市税条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「30歳以上70歳未満の国外居住親族は現在何人いるか」との質問があり、当局は、「現時点の集計はできていません」との答弁でありました。

委員より、「雨水貯留浸透施設の特例による実績件数は」との質問があり、当局は、「3月末に廃止した特例による実績は、1件でした」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第38号 清須市税条例の一部を改正する条例案については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当総務常任委員会に付託されました案件について御報告を申し上げます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

ただいま委員長報告がありましたが、御質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（八木 勝之君）

質問もないようでございますので、下堂菌委員長、御苦労さまでございました。自席へお戻りください。

次に、14日及び16日に開催されました福祉委員会の報告を高橋委員長より求めます。

高橋委員長。

< 福祉委員会委員長（高橋 哲生君）登壇 >

福祉委員会委員長（高橋 哲生君）

議席14番、福祉常任委員長、高橋哲生でございます。

令和3年9月定例会に上程されました議案のうち、当福祉常任委員会に付託されました案件につきましては、去る9月14日、16日の両日、午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席のもと、慎重に審議を行いました。これより、その審議の主な内容と結果について御報告申し上げます。

それでは、認定第1号 令和2年度清須市一般会計決算認定の所管分について御報告申し上げ

ます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、雑入について、委員より、「民生費雑入で生活保護費返還金の件数と金額は」との質問があり、当局は、「資力はあるにもかかわらず、生活保護を受けているもの119件1千77万8千852円、また、不正な手段等により生活保護を受けているもの139件183万7千342円です」との答弁でありました。

委員より、「病後児保育、児童クラブ及び母子通園施設利用料が令和元年より減額となっている原因は」との質問があり、当局は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、登園自粛など利用を控えられたことによるものです」との答弁でありました。

歳出では、社会福祉費について、委員より、「高齢者福祉費で第6特別養護老人ホーム建設の進捗状況は」との質問があり、当局は、「令和3年8月末現在での出来高は37%となっており、令和4年3月31日建物引き渡し、6月1日開所に向けて順調に工事が進められております」との答弁でありました。

児童福祉費について、委員より、「児童福祉総務費で民間児童福祉施設職員応援費の内容は」との質問があり、当局は、「緊急事態宣言下でも休園等を行うことなく業務に従事した児童福祉施設に対し愛知県が応援金を支給することとなり、本市も県の趣旨に沿って、要綱により交付したものです」との答弁でありました。

保健衛生費について、委員より、「予防費で高齢者肺炎球菌ワクチン接種費の助成は1人1回の助成か」との質問があり、当局は、「65歳の方と70歳、75歳など、5歳刻みの節目の年齢で今まで助成を受けていない方が対象であり、1人1回の助成となります」との答弁でありました。

委員より、「骨髄提供者助成金について、骨髄提供する対象の方への助成制度をどのように情報提供しているか」との質問があり、当局は、「骨髄バンクのホームページや市広報、市ホームページでの掲載、また献血実施時などに周知をしております」との答弁でありました。

清掃費について、委員より、「し尿処理費で下水道整備が進んでいるのに、浄化槽の補助金が増加している要因は」との質問があり、当局は、「令和2年4月に浄化槽法の改正により、11条の法定検査が厳しくなり、清掃される方が増えたことが一番の要因です」との答弁でありました。

商工費について、委員より、「商工業振興費で美濃路の空家を活用した雑貨屋やカフェなどの

店舗ができているが、こうした店舗をはじめとする民間への支援策は考えられないか」との質問があり、当局は、「現在実施している観光等の事業において、デジタルマップや情報冊子等を作成しており、様々な媒体を活用し、店舗等の情報発信を行ってまいります」との答弁でありました。

委員より、「まちの観光・産業にぎわいプロジェクト費におけるコンサルティング分析はどのような結果だったか」との質問があり、当局は、「若い女性目線でのインスタ映えスポットの発掘や情報発信、土産品の販路拡大や商品価値向上の手法等とともに、城郭を有する他団体の先進事例の紹介をいただきました」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第1号 令和2年度清須市一般会計決算認定所管分については、全員一致により、認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について御報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「国民健康保険特別会計の事業費が減少しているが、その要因は」との質問があり、当局は、「コロナ禍の影響もあり、医療費が減少していることや県事業給付金が少なかったことが要因として上げられます」との答弁でありました。

委員より、「本市の国民健康保険税徴収率の現況は」との質問があり、当局は、「愛知県内の平均徴収率は99.55%で、本市は93.04%であり、県内38市中30位となっています」との答弁でありました。

委員より、「国民健康保険税徴収率向上のための取組は」との質問があり、当局は、「保険証の更新やその他窓口での手続の際に未納が確認された場合は、納税勧奨を行っております」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第2号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計決算認定については、全員一致により、認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和2年度清須市介護保険特別会計決算認定について御報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「介護予防事業のいこまいか教室の実施教と今後の介護予防事業のあり方について」

との質問があり、当局は、「清洲地区に8か所、新川地区に7か所、春日地区に5か所、西枇杷島地区に1か所の合計21か所で実施しています。今後については、教室以外に健康体操グループもあることから、市民と協働した介護予防事業を実施してまいります」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第3号 令和2年度清須市介護保険特別会計決算認定については、全員一致により、認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について御報告申し上げます。

当局より決算書の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、特別徴収保険料について、委員より、「収入未済額の内容は」との質問があり、当局は、「納付された保険料のうち還付すべき金額も影響しているものです」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、認定第4号 令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定については、全員一致により、認定すべきものと決しました。

次に、議案第39号 清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

委員より、「高校生世代における他市町の子どもの医療費助成の実施状況は」との質問があり、当局は、「入院及び通院の助成を行っているのは現時点で11自治体であり、このうち2市は自己負担分3割のうち2割を助成、1市は所得制限を設けております。また、入院のみ助成しているのは19自治体であり、このうち3市は24歳まで実施しております」との答弁でありました。

委員より、「今後、通院まで助成を拡大する考えはありますか」との質問があり、当局は、「通院費の助成は無償化による医療費増大が懸念されることもあり、まずはいち早く負担が高額となる高校生世代の入院費助成に着手し、子育て世帯への負担軽減を図らせていただきました」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第39号 清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第6号）案について御報告申し上げます。

げます。

委員より、「在宅介護を担う家族の負担を経験する、認知症高齢者に対する個人賠償責任保険の内容及び想定保険事例は」との質問があり、当局は、「認知症高齢者等が日常生活において、線路に入り電車を止めてしまった場合の鉄道会社から請求される振替輸送費用など、第三者に損害を与えたことにより損害賠償責任を負った場合の救済措置を想定しています」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第41号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第6号）案については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第42号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案、議案第43号 令和3年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案及び議案第44号 令和3年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案については特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当福祉常任委員会に付託されました案件について御報告申し上げます。

議長（八木 勝之君）

ただいま委員長報告がありましたが、御質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（八木 勝之君）

質問もないようですので、高橋委員長、御苦労さまでした。自席へお戻りください。

以上で、各常任委員会の委員長報告を終わります。

ここであらかじめ申し上げます。

討論については、会議規則第51条の規定により通告制となっており、認定第1号に加藤議員から反対討論、野々部議員及び岸本議員から賛成討論、認定第2号、認定第3号、認定第4号に加藤議員からそれぞれ反対討論、また議案第37号に加藤議員から反対討論、岸本議員から賛成討論が提出されております。

討論は、発言席でお願いいたします。

また、表決については起立により行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1、認定第1号 令和2年度清須市一般会計決算認定についてを議題といたします。

会議規則第53条の規定により、加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

令和2年度清須市一般会計決算認定について、反対の立場から討論します。

1年半に及ぶ戦後最悪の感染症の大流行によるコロナ危機は日本社会の歪みを様々な分野で浮き彫りにするとともに、このような中での政治の役割が大きく問われ、とりわけ、福祉の増進を目的とする地方自治体の役割が求められています。

新型コロナウイルス感染症による暮らしや経済に与える影響は大きく、総務省統計局の家計調査では、コロナウイルス感染症の影響が表面化する以前と令和2年度を比べると、1世帯あたりの消費支出は6.5%減少しており、単身世帯に限定すると8.1%の減少となっており、コロナウイルス感染症の拡大が家計に与えるマイナスの影響が見られます。

そうした下での本市の令和2年度の財政状況を見ると、本市においては法人税率引下げによる法人市民税の減少する一方、個人市民税、固定資産税、軽自動車税の増加と消費税率引上げによる地方消費税交付金が増加しましたが、市税全体では前年度に比べ減額となっています。

また、監査委員による審査意見書において指摘されているように、合併特例措置の終了と大幅な収入が見込めない中、新型コロナウイルス感染症の影響や土地区画整理事業などの都市計画事業の管理推進など、本市に多くの課題があり、経費の財源不足を基金の取崩しや地方債に頼らざるを得ない状況が続くと考えられると述べられているように、収支の改善に向けた努力が必要です。

そして、こうした中、令和2年度は実質収支比率が6%となっております。市民の多くはコロナ禍の中、様々な困難・問題を抱え、これまで以上に切実に国・県・市に対して支援を求めています。市民に寄り添い、市民の期待の声に応え、住民福祉の向上を第一義の任務とする地方自治体の役割が今ほど求められるときはありません。市民の命と暮らしを守る施策を優先しながら、不要不急の施策を見直し、歳出を抑えて財源を捻出するとともに、国・県に対しても必要とされる財源について強く求めていかなければなりません。いまだに続くコロナ禍における新たな課題に対応していくためにも、さらなる収支の状況を把握した財政運営を求めます。

以下、こうした観点に基づいて、市政に対する評価を申し述べたいと思います。

令和2年度において、本市は新型コロナウイルス感染症対策に係る独自施策において、児童生

徒に対して学習応援金の支給、さらには高齢者や基礎疾患を有する方へのPCR検査の支援を行われたことは評価するものであります。

同時に、コロナ対策においては、いまだ感染拡大が止まりません。本市においても、子どもや若年層への感染が広がっています。クラスターを抑えるためにもPCR検査で感染拡大防止を図っていくことが求められます。PCR検査は自治体独自で対応していくことが可能です。検査の拡充を求めます。

次に、国民の生命・健康・社会生活を脅かす新型コロナウイルス感染症の拡大は、これまで公務公共サービスを縮小・解体してきた新自由主義に基づく諸施策の問題が明らかにし、公共の重要性を改めて浮き彫りにしています。そうした中で、会計年度任用職員制度が令和2年度から適用され、民間委託促進のツールとなっています。本市においては、窓口業務の民間委託が昨年10月より行われました。地方自治体の仕事は住民との関わりが不可欠です。その最前線に立つ窓口業務を民間に委託することには反対であります。

次に、個人番号カード交付事業についてです。

毎年莫大な事業費がつき込まれています。この事業のねらいは、国民の所得や資産・医療・教育などの個人情報を集め、連携し、活用するものです。しかし、個人情報が漏えいされないか、国による個人情報の管理とならないのか、国民に不安と疑問が解決されず、その普及は2割台ととどまっています。情報通信技術の発展を行政手続に活用していく、そのこと自体に反対するものではありません。しかし、個人情報保護などに十分配慮をし、真に国民の利益になる方向でどう進めていくのか、これは慎重な検討が必要であります。

今、個人データの利活用を推進するデータ戦略が策定されるとともに、設置されたデジタル庁によって事業が推進されようとしています。個人データが企業の儲けの対象にならないのか、個人情報どこまで守られているのかなど、問題が提起されています。地方自治体でも国が示すシステムに従うことになり、独自の施策が実施できなくなると、対面サービスの後退につながるのではないかなど指摘が相次いでいます。デジタル戦略都市の実現を掲げ、推進する内容には同意することができません。市民の目線に立った、しっかりした検討が求められます。

次に、給食費の値上げについてであります。

学校の給食は教育の一環であり、給食は食育の教科書とも言われています。学校給食費を無償化した自治体が増える中、本市は、食材費の値上げを理由に小学校で月200円、中学校で300円の値上げが行われました。給食費の値上げは子育て世帯の負担増となり、コロナ禍の下、

子育て世帯にとって生活が厳しい中での値上げとなり、子育て支援策に逆行するものであります。

以上、コロナ禍の下で、さらに厳しさを増す市民の暮らしの実態を丁寧に把握し、福祉の増進という自治体の役割を果たすことを求め、反対討論といたします。

以上であります。

議長（八木 勝之君）

続いて、野々部議員の賛成討論の発言を許可いたします。

野々部議員。

< 10番議員（野々部 享君）登壇 >

10番議員（野々部 享君）

議席10番、野々部 享でございます。

議長のお許しをいただきましたので、清政会を代表いたしまして、ただいま議題になっております認定第1号 令和2年度清須市一般会計決算認定について、賛成の立場から御意見を申し上げます。

令和2年度は、第2次総合計画の後期基本計画がスタートした年であり、これまでのまちづくりの歩みを止めることなく市民生活をより豊かにするとともに、将来にわたって活力あふれまち、力強い清須の実現に向けた取組が期待されておりました。

こうした中で執行されました令和2年度一般会計の決算額は、歳入総額が378億5千542万円余り、歳出総額が362億9千703万円余りとなり、実質収支額は9億9千207万9千円の黒字でありました。歳入面では、その根幹をなす市税収入について予算額を上回ることができ、また、現年課税分の徴収率はコロナ禍にあってもこれまでと同程度の水準を維持することができました。これも納税者各位の御理解と関係職員の地道な努力の成果の表れと理解しております。

一方、歳出面では、新型コロナウイルス感染症への対策が求められた中で、プレミアム付の清須げんき商品券や未就学児と65歳以上の高齢者に対するきよす生活応援券を発行した他、出生特別給付金や家庭学習応援費の支給など市民の生活支援を幅広く行うとともに、休業要請に応じた飲食店に対して協力金を給付するなど、事業者への支援も的確に実施されました。本市のさらなる発展に向けて様々な行政課題への対応を着実に進めたものと認識しております。安全・安心の確保に向けて、雨水幹線・管渠の整備や雨水ポンプ場の長寿命化を着実に進めるとともに、全ての小中学校体育館に避難時の情報収集のためのテレビを設置するなど、災害時の避難体制の充

実に努力しております。

次に、快適な学習環境の整備に向けて、児童生徒に一人1台ずつタブレット端末を配備した他、小中学校の長寿命化改修を着実に進めております。また、子育て支援についても認定こども園の新規整備を支援し、本年4月に、はなのもりこどもえんが開園するなど、子育て環境をさらに充実させております。さらに、市発展の基礎となる鉄道高架事業や土地区画整理事業など、便利で快適な暮らしの実現に向けた基盤整備についても計画どおり着実に前進させたものと認識しております。

この他、長年の念願でありました斎苑整備につきましては、あま市と協力して進めてきた本体工事は本年3月に完了し、6月に供用が開始されるとともに、周辺環境改善事業についても着実に実施するなど、本市が今後ますます発展するための根幹となる事業を実施したと認めるところであります。こうした中でも、財政運営面では、限られた予算を重点的かつ効率的に執行した結果、地方財政健全化法に基づく財政化判断比率の4指標は早期健全化基準を大幅に下回っており、様々な市民サービスを支える本市の財政の健全性は維持されております。

以上を踏まえまして、私は、この決算認定につきまして賛成の意を表明するものであります。今後ともさらなる清須市の発展に向けて、市長の下で職員が一丸となって取り組んでいかれることを大いに期待し、決算認定に対する賛成討論とさせていただきます。

議員各位の皆様方の御賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長（八木 勝之君）

続いて、岸本議員の賛成討論の発言を許可いたします。

岸本議員。

< 17番議員（岸本 洋美君）登壇 >

17番議員（岸本 洋美君）

議席17番、岸本洋美でございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております認定第1号 令和2年清須市一般会計決算認定につきまして、公明会派を代表いたしまして、賛成の立場から討論をいたします。

まず、最初に、さきの市長選で、永田市長におかれましては、無投票ではありましたが、市民の大きな付託を受けられ、見事再選をされました。誠にめでとうございます。2期目のスタートにあたりまして、これまで築かれた多くの実績をさらに磐石にしながら、新たな公約の実現に向け、ますます力強いリーダーシップを発揮され、力強い清須実現のため、市政運営に取り組み

れることを期待いたします。

さて、令和2年度の決算認定につきましては、新型コロナウイルス感染の影響により、一般会計の歳入歳出総額とも過去最高の規模となりました。特に、国の施策で1人一律10万円の定額給付金では、本市では約70億円、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7億円など、関連事業の実施などが主であります。

歳入の根源となる市税は本年度123億7千889万2千538円で、前年度に比べ1億2千94万9千302円、1%の減少であったものの、自主財源全体では前年度比で3億7千653万5千21円、2.2%の増加となっております。令和2年度は第2次総合計画を基に継続・新規事業など、多くの事業が実施されました。

まず、市長の一丁目の1番地である安全で安心なまちづくりでは、雨水幹線の整備をはじめ堀江・豊田川ポンプ場の改築・更新、西清洲ポンプ場整備の推進、また小中学校児童生徒の安全確保のため、校内に緊急情報受信設備を設置され、子どもたちの安心につながりました。

併せて、猛暑対策への対応として、体育館へのスポットクーラーの設置も快適な学習環境となり、また避難所となる体育館へテレビの設置、新川中学校には、下水道接続工事に合わせてのマンホールトイレの設置など、市民の安全・安心な暮らしを守る防災・減災対策が加速いたしました。

そして、10月には機構改革を行い、私どもがこれまで提案していました危機管理課が新設され、それは新型コロナ感染症対策と併せてのスタートともなり、大変心強く期待をした次第です。

子育て支援におきましては、本市では、県下でトップを争うほどの高い出生率で、中でも保育の充実、待機児童を出さないとの市長の思いは、一場保育園に替わる民営の認定こども園の新設につながり、また、令和3年開設の西枇杷島の認定こども園の整備支援にもつながっています。そして、4月には念願の西枇杷島児童センターが開設され、私も見学に行きましたが、これまで遠かった児童館が目の前になり、また、明るくて広々として館内には、子どもたちの元気な声が飛び交っていました。そして、その先には清洲児童館の建替えも推進されることになっています。

学校現場におきましては、ICT環境の整備とともに、児童生徒一人1台のタブレット端末機整備をコロナ対策に対応すべく、前倒しして推進をされました。

小中学校の長寿命化対策も他市に先駆けて着々と進んでいます。

健康づくりの面では、がん検診の個別検診の拡充や乳幼児対象のロタウイルス予防接種、新生児への聴覚検査などは、予防や早期発見にもつながり、また、妊婦・子ども対象のインフルエン

が予防接種助成金補助事業も約9千500人が接種され、予防に大きくつながり、大変評価するものです。

そして、令和2年の最大の事業といえば、斎苑の整備・建設です。これまで地元住民の御理解や御協力をいただくまでの長き間、市長をはじめ関係者の方々の御苦勞・御努力は並み並みならぬことであったことと心より敬意を表します。そして、予定より早めの6月には供用開始され、市民の方より、近くでとってきれいな斎場と喜びの声も聞こえてきております。

また、枇杷島橋や清洲橋の架け替えについても、県事業ではありますが、地元の要望を聞き取りされながら順調に進んでいると認識しています。

観光面においては、コロナ禍でもあり、清洲城への来客者は減少しましたが、朝日ミュージアムのオープンにより、共通券をきっかけに今後期待するものです。

また、ふるさと納税においては、前年比約3倍の2千801件、金額にして2千万円の増額となり、本市の魅力がアピールされていると担当課の御努力が伺えます。

10月の機構改革で新たに企業誘致課が新設され、これからのまちづくりの環境整備につながることを期待しています。

また、同時期に市民課の窓口業務を民間へ一部委託もスタートいたしました。これまで繁忙期には証明書発行など時間を要していましたが、柔軟なシフト調整により短縮でき、また偽装請負との指摘を受けないためにも、双方での理解を深めるとともに、席も背中合わせで業務を遂行、最も大事な個人情報漏えいへの対応も図られ、さらには、5月に実施の窓口サービスアンケートによると、93.4%の方から「満足」、「やや満足」との評価が得られたとのことで、民間委託の効果があったと認識をいたします。

また、市民課で削減した人材を機構改革に活かされたことも評価いたします。市民課は市の顔であり、これまで以上に窓口サービスの向上に努めていただくことを強く要望いたします。

A Iを活用した総合案内チャットボットやLINEによるスマレポきよすも市民の大好評で、中でも清須市すぐメールは緊急時への大事なツールと市民の認識も高まり、登録者数も増加しており、デジタル化の波を強く感じるものです。

最後に、この令和2年度はコロナ禍の真ただ中でありました。国も市も市民も初めてのことで、健康の不安、生活の不安を抱えながら日々を送る中、永田市長は、きよす生活応援券、清須げんき商品券、家庭学習応援費、さらには出生特別給付費として国の定額給付金、基準日以降に生まれた子を対象に、市独自の支援策を他市に先駆けて実施されました。487件の申請があり

ました。

このように子育て支援、また市民生活の支援はもとより、市内事業者への大きな消費喚起支援ともなり、市民の喜びや安心につながったと強く実感をいたします。この市長の英断に心から敬意を表するものです。また、市長をはじめ副市長、教育長と合わせて、議会としてもコロナ禍での市民生活に寄り添うため、歳費の1か月分を共々に返納したことも申し上げておきます。

心配をしていました財政調整基金もこの決算で当初の見込みどおり20億円確保できたとのことです。

今後はウィズコロナ、ポストコロナを見据えての市政運営がこれまで以上に重要と考えます。総合計画に掲げる安心、快適で元気な都市を目指し、永田市長の着実な市政運営を期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

議 長（八木 勝之君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議 長（八木 勝之君）

起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

ここで、10時50分まで休憩といたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（ 時に午前10時40分 休憩 ）

（ 時に午前10時50分 再開 ）

議 長（八木 勝之君）

休憩前に続き、会議を開きます。

日程第2、認定第2号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、加藤光則です。

令和2年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について、反対の立場から意見を述べます。

国民健康保険の都道府県単位化から3年目となりました。高過ぎる保険料に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う減収が非正規雇用の労働者や自営業者が多数を占める加入世帯を直撃しています。こうした中であっても国民健康保険税は値上げされ続け、国保加入世帯の暮らしと健康が脅かされています。

令和2年度の本市の国保加入者数は8千332世帯、1万3千98人、そのうち65歳以上の割合が41%となっています。こうした中で平均保険税額は前年度に比べ1世帯あたり4千638円、1人あたり3千882円の増加であります。

国民健康保険は運営が都道府県化に移行されましたが、住民の健康と暮らしを守る上で自治体の姿勢も大きく問われており、国民健康保険法には第4条で市町村の責務が規定されています。住民の命と健康を守る役割を發揮するため全国知事会・市長会などが求めているように国庫負担を増やして保険料を引き下げるべきであり、また一般会計からの繰入れを増やして国保税を引き下げることは自治体の判断で可能であります。保険税の負担が大変重くなっている。加入者の暮らしに多大な影響を及ぼしているという認識に立ち、保険税の引上げを行わず、法定外繰入れの維持・継続・減免拡充などを進めることを強く求め、反対討論といたします。

以上であります。

議長（八木 勝之君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（八木 勝之君）

起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

日程第3、認定第3号 令和2年度清須市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、加藤です。

令和2年度清須市介護保険特別会計決算認定について、反対の立場から討論を行います。

介護保険制度は、20年前、介護を社会全体で支えるという理念のもと、導入されました。しかし、当初から介護保険は年金から容赦なく天引きする一方で、利用料の負担が重く、その上、基盤整備の遅れ、サービスが受けられず、保険あって介護なしと指摘されてきました。

本市の令和2年度の第1号被保険者数は1万6千273人であります。そして、第7期の平均保険料基準額は月額5千181円でしたが、被保険者の56%が第1段階から第5段階に当てはまります。さらに、所得が200万円未満の第7段階の基準額まで超えると、83.4%の割合となっています。このように介護保険料は高齢者の負担能力を超え、生活を圧迫する大きな要因となっています。

また、消費税の増税に伴い、1号保険者の第1段階から第3段階の低所得者軽減が行われ、令和2年度の実績は4千424人となっていますが、消費税の増額は介護保険料の軽減額を大幅に上回り、暮らしは厳しくなるばかりです。

介護保険法第1条は、介護が必要になっても尊厳を保持し、能力に応じ自立した生活を営めるよう必要な給付を行うとしています。必要な介護を保障するためには、介護保険の構造上の課題を利用者や保険料に課すのではなく、高齢者やその家族が安心して介護を利用できるものにしていくことが求められます。そのためにも、所得に見合った保険料の段階の設定や独自の保険料・利用料の減免・軽減策を行うことを求め、反対討論といたします。

以上です。

議長（八木 勝之君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

認定第3号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（八木 勝之君）

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

日程第4、認定第4号 令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、加藤光則です。

令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場から発言いたします。

本市の令和2年度後期高齢者医療の被保険者数8千474人、令和2年度は、保険料率の改定により、所得割の率が8.76%から9.64%に、被保険者均等割額が4万5千379円から4万8千765円に上がり、令和元年度の平均保険料が8万4千118円であったものが令和2年度は9万1千736円となり、前年度比7千618円増の約9.1%値上げが行われました。さらに、低所得者の軽減措置も8割軽減が7割、8.5割が7.75割になり、影響額は合計で1千411万4千400円とのことです。

格差と貧困が広がる中で消費税増税や年金・介護などの社会保障改悪、医療費の負担増などにより、高齢者の暮らしは悪化の一途をたどっています。高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を別枠の医療保険に抱え込んで差別し、高齢者人口が増えることによる医療費の増大を後期高齢者の保険料で賄おうとする仕組みです。後期高齢者医療の加入者の所得状況は所得ゼロの方も多くあり、大変厳しい状況にあります。年金収入の少ない方々にとって保険料の大幅値上げは耐え難いものであります。高齢者の置かれている生活実態を踏まえれば、これら改定は容認できません。

よって、令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対を述べるものであります。

以上です。

議長（八木 勝之君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

日程第4号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（八木 勝之君）

起立多数であります。

よって、本案は認定されました。

日程第5、認定第5号 令和2年度清須市水道事業決算認定についてを議題といたします。

採決に入ります。

認定第5号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員であります。

よって、本案は認定されました。

日程第6、認定第6号 令和2年度清須市下水道事業決算認定についてを議題といたします。

採決に入ります。

認定第6号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員であります。

よって、本案は認定されました。

日程第7、議案第37号 清須市個人情報保護条例及び清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、加藤光則です。

議案第37号 清須市個人情報保護条例及び清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について反対するものであります。

デジタル庁の設置によりその所掌事務の規定がされ、長及び主任大臣を内閣総理大臣とするため、情報提供等記録を訂正した場合の通知先の規定の改定ということではありますが、同時に、デジタル関連法により、民間行政機関、独立行政法人の3つに分かれている個人情報保護法を一本化し、地方自治体の情報システムの統一が行われます。

このことにより、行政手続のデジタル化や利便性の名の下に、国が全国民の個人情報を集中管理できるようになります。しかし、統一化、平準化は憲法第13条が保障し、個人情報保護法及び自治体の個人情報保護条例によって構築されてきた国民のプライバシー権を脅かすもので、個人情報の一元管理による監視や情報漏えいによる被害の危険性、民間企業による個人情報の利活用の問題など、情報セキュリティの大きな問題が指摘され、懸念されており、自己情報のコントロール権、情報の自己決定権など、個人の権利を保障するルールづくりが求められています。プライバシー権を素通りしたデジタル化では国民のための利便性向上にはなりません。よって、こうした下でのデジタル庁の設置と内閣総理大臣に強大な権限を集中させることによる本条例の改定には容認できないことを申し述べ、反対討論といたします。

以上であります。

議長（八木 勝之君）

続いて、岸本議員の賛成討論の発言を許可いたします。

岸本議員。

< 17番議員（岸本 洋美君） >

17番議員（岸本 洋美君）

議席17番、岸本洋美でございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております議案第37号「清須市個人情報保護条例及び清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

今回の改正は、9月1日のデジタル庁設置に伴う関係法令の整備において、市条例の2本の一部改正を行うものです。この影響となったデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の追加条項の内容は、転職時において本人の同意が得られれば使用者間での特定個人情報の提供ができるというものです。

具体的に言えば、今までは本人が退職した会社から、また役所から書類を取り寄せ、新たに書類を作成するなど、大変な労力が必要でしたが、この改正により転職時に会社同士の情報のやり

取りによって完結することができます。今後は、これだけでなく、市民の行う様々な手続において書類が省略でき、オンライン上での手続により利便性・公平性のアップにつながります。

市民においては、このコロナ禍の中、昨年の定額給付金の申請や、また最近ではワクチン接種予約でのトラブルなど、行政のデジタル化の遅れや未熟さが招いた様々な混乱に直面しました。また、小中学校においてはオンライン授業が待ったなしで、タブレット端末機器の早期導入・使用が喫緊の課題となっております。このような事態により、日本のデジタル化が先進国に遅れを取っていることも露呈をされました。

世界の流れを見ても、デジタル化を推進しないということは市民の不利益につながるものといわざるを得ません。

また、改正戸籍法により、2024年からは戸籍謄本・抄本などがどの自治体からでも取得可能になるなど、ワンストップ化により市民サービスの向上につながることもデジタル化の恩恵だと確信をいたします。

こうした状況から、マイナンバーカードの交付率も高く、昨年3月では清須市として12.6%でしたが、この8月末では38.1%と約3倍の増加で、市民の関心の高さと必要性が如実に表れています。今後も健康保険証や免許証など様々な証明カードを結合していくなど、デジタル化は加速していくと思います。コロナ禍をきっかけに、ようやく動き出したこの流れを決して止めることがあってはなりません。

以上のことから、この議案の賛成討論といたします。

議長（八木 勝之君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第37号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（八木 勝之君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第38号 清須市税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第38号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第39号 清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第39号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第40号 令和2年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

採決に入ります。

議案第40号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第41号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第6号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第41号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第42号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を

議題といたします。

採決に入ります。

議案第42号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第43号 令和3年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第43号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第44号 令和3年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第44号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

採決に入ります。

発議第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（八木 勝之君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第1、議案第45号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第7号）案を議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

それでは、本日追加提案いたしました案件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第45号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第7号）（案）につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、飲食店をはじめとする接客を伴う事業者に対して、感染症対策強化の取組に応じた奨励金の支給や補助金の交付を行う他、8月の大雨により冠水し、土砂等が堆積した庄内川河川敷緑地の復旧を図るため所要の補正を行うものでございます。

補正額は9千681万3千円を追加し、予算の総額は292億8千1万5千円となります。

詳細につきましては担当から説明させますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（八木 勝之君）

それでは、追加日程第1、議案第45号について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第45号について御説明します。

本日追加上程しました令和3年度一般会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第45号

令和3年度清須市一般会計補正予算（第7号）

令和3年度清須市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9千681万3千

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ292億8千1万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月24日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、補正額4千806万5千円の増額、2項国庫補助金です。

19款繰入金、補正額4千874万8千円の増額、2項基金繰入金です。

右側の3ページは歳出です。

7款商工費、補正額7千354万2千円の増額、1項商工費です。

8款土木費、補正額2千327万1千円の増額、4項都市計画費です。

1枚はねていただきまして、色紙で補正予算に関する説明書になります。

あと、3枚はねていただきまして、8ページ、9ページを御覧ください。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額4千806万5千円の増額、1節総務管理費補助金です。

説明欄を御覧いただきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。この後、歳出で説明する清須市独自事業の新型コロナウイルス感染症対策事業者支援費に充当する特定財源です。

次に、19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、補正額4千874万8千円の増額、1節基金繰入金です。

説明欄を御覧いただきまして、財政調整基金繰入金です。第7号補正後の財政調整基金の現在高は23億1千997万8千円となります。

1枚はねていただきまして、10ページ、11ページを御覧ください。

歳出です。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額7千354万2千円の増額、7節報償費から18節負担金、補助及び交付金です。

説明欄を御覧いただきまして、清須市独自事業、新型コロナウイルス感染症対策事業者支援費の新規計上です。実施する事業は3つで、歳入で御説明をしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用します。

1つ目は、あいスタ認証取得戸別訪問支援費です。あいスタ認証とは、飲食店の感染症対策に対する愛知県独自の第三者認証制度「ニューあいちスタンダード認証制度」の略称で、店舗が一つ星から三つ星を取得することで感染症対策を実施している店舗に認証されるという制度です。この認証制度は、将来的に協力金の申請要件に追加される予定となっているため、市内の飲食店舗を戸別訪問し、あいスタ認証の制度の説明と取得の奨励を行います。

2つ目は、あいスタ認証3つ星取得奨励金です。

あいスタ認証の最高ランク3つ星を取得した市内の飲食店舗に対し、10万円から30万円の奨励金を交付するものです。

3つ目は、接客形態事業者感染症対策強化支援補助金です。

市内の飲食店をはじめとする接客を伴う店舗等に対し、感染症対策に係る物品の購入や店舗設備の改修に対し、最大50万円を支援するものです。

次に、8款土木費、4項都市計画費、7目公園費、補正額2千327万1千円の増額、12節委託料と14節工事請負費です。

説明欄を御覧いただきまして、都市公園整備費です。8月13日から14日にかけての大雨の影響により、庄内川河川敷の緑地が冠水し土砂等が堆積したため、廃棄物の撤去やグラウンドの復旧を行い、公共施設の機能回復を図るものです。

議案第45号の説明は以上です。

議長（八木 勝之君）

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は挙手をし、議長の許可を得てから自席で議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

また、討論については挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

それでは、追加日程第1、議案第45号について質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、加藤です。

土木費、7目の公園費についてお聞きします。

災害だと私は思うわけですがけれども、今回の中身を見ると一般財源ということではありますが、これは災害に当たらないのかどうかお聞きします。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

都市計画課長、長谷川です。

こちらは台風とかというものではございませんので、一般会計のほうからの支出ということでやらせていただいております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

一般財源ということで今回2千300万円上げられております。災害発生のいろいろな補助の項目を見るとですね、被害状況等に応じて様々な例えば環境省との協議とかいろいろな部分があって、洪水というところはですね、台風とか言われたわけですがけれども、河川にあたっては警戒水位という項目もあるわけですね。やはり、また台風も来てますので、結構大きな金額になってくる。財源が必要になるわけでありますので、できるだけいろんなそういう財源の問題について、使えるものは私は使ったほうがいいと思うわけです。

台風じゃないからと言われたわけですが、災害の原因として、降雨・暴風・洪水・地震、いろいろ分かれておりますので、一度ぜひですね、今後もありますので、調べていただきたいということを求めます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

答弁はよろしいですか。

13番議員（加藤 光則君）

はい、いいです。

議長（八木 勝之君）

他によろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 (八木 勝之君)

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (八木 勝之君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (八木 勝之君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第45号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (八木 勝之君)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)を議題といたします。

提出者であります久野議員より、提案理由及び内容の説明を求めます。

久野議員。

< 18番議員(久野 茂君)登壇 >

18番議員(久野 茂君)

議席18番、久野 茂でございます。

発議第2号の意見書(案)の内容について説明させていただきます。

発議第2号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)

このことについて、別紙のとおり、意見書を提出するものとする。

令和3年9月24日提出

提出者 清須市議会議員 久野 茂

賛成者 清須市議会議員 天野武藏、白井 章、高橋哲生、加藤光則、飛永勝次、下堂 薫 稔、
富田雄二

意見書（案）を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても引き続き巨額の財源不足は避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られている他、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費の公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め断じて行わないこと、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来、国庫補助金などにより、国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来を持って確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正において、土地に係る固定資産税について講じた課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については令和3年度限りとすること。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年〇〇月〇〇日

清須市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、
経済再生担当大臣 宛

以上でございます。

議員各位におかれましては慎重に御審議の上、発議第4号につきまして御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長（八木 勝之君）

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑は挙手をし、議長の許可を得てから自席で議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

また、討論については挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

これより、質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長（八木 勝之君）

これで質問を終了いたします。

久野議員、御苦労さまでございました。自席へお戻りください。

討論に入ります。

まず、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長（八木 勝之君）

次に、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長（八木 勝之君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

発議第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（八木 勝之君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第3、発議第3号 清須市議会会議規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

提出者であります下堂菌議員より、提案理由及び内容の説明を求めます。

説明は発言席でお願いいたします。

下堂菌議員。

< 4番議員（下堂菌 稔君）登壇 >

4番議員（下堂菌 稔君）

議席4番、下堂菌 稔でございます。

発議第3号の内容について説明させていただきます。

発議第3号

清須市議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和3年9月24日提出

提出者 清須市議会議員 下堂菌 稔

賛成者 清須市議会議員 天野武藏、久野 茂、白井 章、高橋哲生、加藤光則、飛永勝次、
富田雄二

提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進するための環境整備及び請願に係る署名押印の見直しを図るため、所要の規定を整備する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、改正の主な内容を説明いたします。

本会議に係る第2条及び委員会に係る第83条では、欠席の事由を「事故」と規定しているものを「公務、疾病、育児、看護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」として、第2項では、議員の出産に関する規定を設けるものです。

第128条では、請願者に求めています「署名押印」を「署名または記名押印」に改めるものです。

また、これに併せて、請願者が法人の場合の条文について、既定の整備を行うものでござい

す。

附則 この規則は、公布の日から施行するものでございます。

議員各位におかれましては慎重に御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長（八木 勝之君）

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑は挙手をし、議長の許可を得てから自席で議席番号と名前を述べてから行ってください。

また、討論については挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

これより質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議 長（八木 勝之君）

これで質疑を終了いたします。

下堂菌議員、御苦勞さまでございました。

討論に入ります。

まず、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議 長（八木 勝之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議 長（八木 勝之君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

発議第3号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（八木 勝之君）

起立全員であります。

よって、本案は可決いたしました。

追加日程第4、常任委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の委員長より、各所管事務の調査について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、各常任委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (八木 勝之君)

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

追加日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、議会運営委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (八木 勝之君)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

以上で、本日の会議日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年9月清須市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたり御審議いただき、大変御苦勞さまでございました。

(時に午前11時32分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年9月24日

議 長 八 木 勝 之

署名議員 久 野 茂

署名議員 白 井 章